

「終身サポート事業者」ガイドライン⑭

「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」において、事業者が契約を締結した後、契約履行に当たって留意すべきとして挙げられている5つの事項のうち、最後の五つ目の「判断能力が低下した場合の対応」では、利用者の判断能力が低下した場合に適切に成年後見制度を利用すべきことが記載されていますが、終身サポート事業者の契約では、事業者によって、任意後見契約の利用を積極的に行っているケースと、そうではないケースに分かれます。



終身サポート事業は、家族に頼れずに老後とその先の死を迎える方々の終身にわたるサポートを行うための「事前の備え」の契約ですから、利用者が将来認知症になって適切な財産管理や大切な意思決定ができなくなったときに備えて「任意後見契約」という、いわば「掛け捨ての後見人予約」を元気な時に準備しておくことは理に適っているはずですが、

ところが、事業者の多くは任意後見契約を推奨していないのが実情です。その理由としては、①そもそも後見制度は使い勝手が悪い、②任意後見を利用すると金額が高くなる、③公正証書での契約が必須となり契約締結のハードルがあがる、④利益相反のおそれがある、などの声を聞くことが多くあります。

まず①については、「利用者の判断能力が低下した場合には適切に後見制度を利用すべき」と明確に記載されている今回のガイドラインの趣旨に反することとなります。

②については、契約時に利用者が、将来判断力が低下した時の適切な財産管理を求めている場合に、任意後見人への報酬に加えて、家庭裁判所が選任する任意後見監督人への報酬が掛かることをもって「高額になる」と指しているのだと思います。これは、利用者が自身の財産を管理する能力を喪失した時に、誰からも監督やチェックを受けずに事業者が丸抱えで財産管理を継続していることを是とするのか、適切な財産管理を家庭裁判所と任意後見監督人のダブルチェックを受けながら事業者が後見人として行うためのコストを支払うかという、利用者側の選択になるかと思えます。

次の③については、②とも関係しますが、任意後見契約を締結するには法律で公正証書によることが義務付けられているので、当然に公正証書作成費用の実費が、契約時の費用として上乗せされてしまいます。加えて、任意後見契約を含む終身サポート事業を利用するための包括的な契約を公証人の目の前で締結することになるので、明確な本人の判断能力と契約意思が必要となります。これはむしろ、契約時のハードルが上がるというマイナス面で捉えるべきではなく、契約時の判断能力と本人の契約意思を担保することができることで、任意後見契約の利用が今回のガイドラインの趣旨に沿うことになると思えます。

最後の④の利益相反について、そして全体を通して「任意後見でなくても、必要になれば法定後見制度を利用すれば良い」という声に関しては、次回、詳しくご説明いたします。